

茨城県国民健康保険団体連合会 令和7年第4回理事会議事録

1 日 時 令和7年7月2日(水)

午後2時40分

2 場 所 茨城県市町村会館 4階

茨城県国民健康保険団体連合会「第一会議室」

3 付議事項

(1) 報告事項

(総会報告事項)

[専決事項：令和7年第2回理事会(書面審議)：令和7年3月19日可決]

報告第9号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出
予算補正について

報告第10号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事
業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

報告第11号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特
定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

報告第12号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係
業務特別会計歳入歳出予算補正について

報告第13号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法
関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

報告第14号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別
会計歳入歳出予算補正について

報告第15号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出
予算補正について

報告第16号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係
業務特別会計歳入歳出予算補正について

報告第 17 号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法
関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

(2) 議決事項

(総会提出議案)

- 議案第 36 号 茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約に
ついて
- 議案第 37 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会事業報告の認定に
ついて
- 議案第 38 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出
決算の認定について
- 議案第 39 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払
特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 40 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事
業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 41 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特
定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 42 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係
業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 43 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法
関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 44 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別
会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 45 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会旧国保会館跡地貸
付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 46 号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会財産目録の認定に
ついて
- 議案第 47 号 役員を選任について

(理事会提出議案)

- 議案第 48 号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 49 号 茨城県国民健康保険団体連合会役員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 50 号 茨城県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部を改正する規則について
- 議案第 51 号 茨城県国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 52 号 茨城県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則について
- 議案第 53 号 茨城県国民健康保険団体連合会職員旅費規則の全部を改正する規則について
- 議案第 54 号 茨城県国民健康保険団体連合会臨時雇用等管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 55 号 茨城県国民健康保険団体連合会嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 56 号 茨城県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則について
- 議案第 57 号 令和7年第2回通常総会の招集について

(3) 協議事項

- ・役員(学識経験理事)の推薦について

(4) その他

- ①第5次中期経営計画の取組及び実施状況について
- ②令和6年度決算における実費弁償方式判定結果について
- ③令和7年度国保関係者の功労者ほう賞の推薦について
- ④令和7年度職員採用試験の実施について

⑤コンプライアンスなど内部統制について (報告)

4 出欠報告

(1) 本人出席 (5名)

| | | | | | |
|------|-----|----|------|----|----|
| 理事長 | 小田川 | 浩 | 副理事長 | 知久 | 清志 |
| 常務理事 | 森田 | 達也 | 理事 | 松丸 | 修久 |
| 理事 | 大塚 | 秀喜 | | | |

(2) 書面参加 (11名)

| | | | | | |
|------|----|----|------|-----|----|
| 副理事長 | 島田 | 幸三 | 副理事長 | 大谷 | 明 |
| 理事 | 豊田 | 稔 | 理事 | 山口 | 伸樹 |
| 理事 | 沼田 | 和利 | 理事 | 五十嵐 | 立青 |
| 理事 | 石田 | 進 | 理事 | 岸田 | 一夫 |
| 理事 | 高梨 | 哲彦 | 理事 | 橋本 | 正裕 |
| 理事 | 横田 | 一郎 | | | |

5 議 事 (開会 午後2時40分)

事務局

ただ今から、令和7年第4回理事会を開催いたします。

なお、本理事会の議事録につきましては、後日、本会ホームページに掲載し、公表いたしますので、あらかじめご承知おき願います。

それでは、開会にあたりまして、小田川理事長よりご挨拶をお願いいたします。

理事長

(あいさつ)

事務局

続きまして、本日の出席理事数を報告いたします。

理事定数16名のところ、本人出席5名、書面参加11名、合計16名ですので本理事会は成立いたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、小田川理事長にお願いいたします。

理 事 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を決定したいと思います。

慣例によりまして、私から指名させていただきます。

議事録署名人に、守谷市の松丸市長、桜川市の大塚市長にお願いしたいと思います。

それでは、付議事項に入ります。

この内容については、時間の都合もありますので、議案書とともに配付してあります「令和7年第4回理事会付議事項の概要」に沿って説明させることにいたしますので、ご了承願います。

はじめに報告事項ですが、報告第9号から報告第17号までの総会報告事項について、一括して事務局より説明願います。

事 務 局

(報告第9号から報告第17号までの9報告について説明)

理 事 長

説明が終わりました。

何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

理 事

国保の全体像として、前年同比で総額的には増加傾向なのか、減少傾向なのか。

事 務 局

国保で言いますと、減少しております。この後、令和6年度決算についてご説明しますが、「令和6年度決算概要について」の4ページのほうを御覧いただければと思います。

左側に各会計の項目、右側に決算額が記載されております。総合計では2.2%の増加となっておりますが、上段の国民健康

保険に関しましては、対前年度で2.7%減少となっております。併せて公費、医療福祉費、出産育児一時金等についても国保被保険者の減少に伴い、決算額も減少しているというような状況です。

さらに、13 ページをご覧くださいと令和5年度と令和6年度の金額の比較を円グラフで確認できると思います。緑の国保の部分につきましては減少しておりますけれども、水色の後期高齢者、それから黄色とオレンジの介護関係については、増加ということになっております。

理事

そうすると、団塊の世代の国保被保険者が後期高齢者医療保険に移行していることが主な原因と考えてよろしいか。

事務局

はい。現在のところは、それが第一の原因と考えております。2040年ぐらいまでは、国保から後期に被保険者が移行するという形で国保被保険者の減少に影響し、さらにその先になると、人口減少というものが大きく影響してくるのかなというふうに思っております。

理事長

他にご質疑等ございませんか。

(特になし)

理事長

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議決事項に入らせていただきます。はじめに総会提出議案ですが、議案第36号「茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案第36号について説明)

理事長

以上で議案第36号の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(特になし)

理事長

質問がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

理事長

議案第36号は原案のとおり決定といたします。
続きまして、議案第37号「令和6年度茨城県国民健康保険
団体連合会事業報告の認定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局

(議案第37号について説明)

理事長

以上で議案第37号の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(特になし)

理事長

質問がないようですので、お諮りします。
議案第37号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第37号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第38号「令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第46号「令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会財産目録の認定について」までの9議案については、令和6年度の決算関連議案でありますので、一括議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

(議案第38号から議案第46号までの9議案について説明)

理 事 長

以上で議案第38号から議案第46号までの9議案についての説明が終わりました。

ここで、去る6月17日及び20日に、監事による監査を受けておりますので、その結果について、慣例により森田常務理事から報告願います。

常 務 理 事

(監査報告書朗読)

理 事 長

ありがとうございました。

ただ今の説明で、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

理 事

令和6年度決算概要の4ページの障害児給付費の各市町村で伸び率が16.8%となっており、ここ2,3年は同様の上昇傾向にある。この点について事務局でなにか把握していることがあったらお聞きしたい。

事 務 局

事業者と施設で契約を結んで、就業を支援したり、それから

学童的な事業が増加している状況にあるのかと思います。

また、国でも介護職員等の処遇改善ですとか、そういったものも影響しているかと思います。

本会といたしましては、適正な審査支払を継続することと考えております。

理 事

増加傾向であることから適正な請求に資するためにも、監査する必要性を感じるが、国保連にはそういった事業所に監査する権限は持っているのか。

事 務 局

事業所は県が認可いたしますので、県のほうに監査する権限があるかと思います。

ただ、私ども審査支払機関でございますので、その立場において、何かできることがあるのかどうかということは、調査検討していきたいと思っております。

理 事 長

県のほうにも、市町村からそういう意見が出ていますということでは伝えてください。

その他にご質問等ございますか。

(特になし)

理 事 長

それでは、議案第38号から議案第46号までの9議案については、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

異議なしと認め、議案第38号から議案第46号までの9議案については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第47号「役員の選任について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案第47号について説明)

理事長

以上で議案第47号の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、議案第47号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第47号は原案のとおり決定いたします。

なお、学識経験理事につきましては、理事が推薦することになっております。のちほど、ご協議いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「理事会提出議案」に入ります。

はじめに、議案第48号「令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案第48号について説明)

理 事 長

以上で議案第48号の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

ご質疑等がないようですので、議案第48号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第48号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第49号「茨城県国民健康保険団体連合会役員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について」から議案第56号「茨城県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則について」までの8議案については規則関係の議案でありますので、一括議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

(議案第49号から議案第56号までの8議案について説明)

理 事 長

以上で議案第49号から議案第56号までの8議案の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

ご質疑等がないようですので、議案第49号から議案第56号までの8議案については、原案のとおり決定してよろしいで

すか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないと認め、議案第49号から議案第56号までの8議案については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第57号「令和7年第2回通常総会の招集について」を議題といたします。

事務局より、説明願います。

事務局

(議案第57号について説明)

理事長

以上で議案第57号の説明が終わりましたが、ただ今の説明のとおり、開催することよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項に入ります。

「役員（学識経験理事）の推薦について」でございますが、この件につきましては、議案第47号において、総会で役員を選任することから、役員を選任に関する規則第2条の規定により、学識経験理事は「理事が推薦」することになっております。

従いまして、現常務理事であります森田達也氏を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議なしということでございますので、そのように決定い

たします。

続きまして、「その他」に入ります。

①「第5次中期経営計画の取組及び実施状況について」から
⑤「コンプライアンスなど内部統制について」まで、一括して
事務局より説明願います。

事務局

(その他①から⑤について説明)

理事長

以上で説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

理事

①第5次中期経営計画の取組及び実施状況について
特にシステム化の部分で、国で標準化というのは示されているのか。

事務局

連合会で行っております診療報酬明細書の審査に係る審査基準の統一については、2点ありまして、1点目が全国の国保連合会の審査会としての審査基準がおおむね全国の審査基準の統一が図られたというところで、運用のほうが始まるところでございまして。

2点目が、社会保険診療報酬支払基金と国保連合会の審査基準の統一についてです。こちらは現在、協議のほうを続けている状況でございまして。以上が審査基準の統一に向けた取組ということになっております。

また、国では、審査支払システムの統一ということで、全国の国保連合会が使っております審査支払システムと支払基金で使っております審査支払システムを、同じ審査支払機関で2つのシステムを構築しながら使うというのは、効率的によくないというところで、一本にしたかどうかという議論が数年前か

ら出ておりまして、その統一に向けた調整は、現在も進行しているところでございます。

理 事

④令和7年度職員採用試験の実施について
受験資格は大学卒業と記載されているが何歳までを対象としているのか

事 務 局

大学卒業（見込み含む）から44歳までを受験資格としています。

理 事 長

その他にご意見、ご質疑等がございましたらご発言願います。

（特になし）

理 事 長

それでは、①、②及び⑤については、報告となりますので、ご了承願います。

③「令和7年度国保関係者の功労者ほう賞の推薦について」は、説明のありました「ほう賞要項」に基づき実施したいと思います。

なお、推薦のあった被ほう賞候補者については、10月に開催を予定している理事会において選考を行いますので、よろしくお願いいたします。

④「令和7年度職員採用試験の実施について」は、説明のありました内容のとおり実施したいと思います。

その他、理事さん方で、何かありましたら、お願いいたします。

理 事

最近、外国人のある一部の人が、病気の治療のために住民票

を取得し、国保に加入するといった状況があるという報道を聞くことがあるが、本県内でそのような事実を把握しているか。

事務局

本会では把握できておりません。

理事長

その他、何かありましたら、お願いいたします。

事務局

事務局より2点ほど報告事項がございます。

事務局

債権譲渡先振込口座における誤振込みについて

債権譲渡該当の訪問看護事業所の2事業所（事業所A、事業所B）の譲渡先は1つの債務会社（C社）で、名義人は同じだが、口座番号がそれぞれ違う状態で通知書を受領しているところがございます。

この2事業所間の入金について、本会で誤って1つの事業所のみに入金してしまっていたという事案が発生しました。

これは、債務会社（C社）から電話があり、本会で調査したところ、過去に遡って17か月分にわたり誤振込みしていた事案が判明しました。

この件に関して、本会顧問弁護士に相談し、対応としましては、まず入金されていない事業所へ一括で本会から支払うこと。それから、2事業者分を振り込んでしまった事業所からは、分割で本会に支払っていただくことを予定しております。

本来であれば、一括で回収するべきところですが、この事業所は小規模零細事業所でありまして、今後、回収不可能というようリスクもあるということで、分割で回収することを予定しております。

こういうことが起きてしまった原因については、債権譲渡シ

システムに新規で口座情報を登録する際に、たまたま同じ振込先（債務会社（C社））があったのでその情報をコピーしてしまったことにより、同じ口座情報になってしまったというような経過がございました。

再発防止については、新規登録の際の手順については、コピーするのではなく、新規登録を手入力で行うこと。その後、別担当によるチェックの際には、コピーしたものでないかどうかの確認をすること。あとは、担当者を含めた職員への制度及び運用に関する教育とかも徹底して、再発防止に努めてまいりたいなど思っているところでございます。

報告は以上になります。

理 事

債権受取人は債務会社（C社）でよろしいか。

常 務 理 事

はい。債権回収を専門に行う会社として、本会とやり取りをしております。

理 事

2事業所（事業所A、事業所B）は別事業所として把握してよろしいか。

常 務 理 事

はい。2事業所（事業所A、事業所B）からは、振込先の通知がきており、その振込先が、債務会社（C社）が管理している口座となっております。

理 事

同じ債務会社（C社）が管理しているのであれば、その債務会社でなんとかできるのではないか。

常 務 理 事

そうですね、私どもも最初はそう考えたんですが、そもそも債権譲渡通知書では別々の口座で通知がきているので、1事業

所のみに入金してしまったということは、我々の瑕疵になって
しまいます。

理 事

17ヵ月も入金がなかった事業所はひっ迫してしまうのでは
ないか。

常 務 理 事

おっしゃるとおり、本当に奇異なケースかと思います。

事 務 局

診療報酬請求に係る裁判について

すでに過去の理事会総会でご報告させていただきましたが、
決着が付き、そちらのご報告でございます。ちょっと振り返り
まして、どんなものだったのかということをご説明させていた
だきます。

まず、当事者が、医療法人Dという法人でございます。被告
のほうが茨城県国民健康保険団体連合会。

内容といたしましては、審査会のほうで、この検査を過剰だ
ということで審査会にて査定したことに對して、異議の申立て
をしましたが、復活しなかったことに對して、訴えてきたとい
う内容になります。こちらは令和4年の4月に水戸地方裁判所
に訴状が上がりまして、15回ほど口頭弁論を繰り返して、約2年
半ですけれども、令和6年9月13日に結審いたしました。

1審の判決のほうは、令和6年の12月13日に判決が言い渡
されまして、主文だけ申し上げますと、1、原告の請求を棄却
する。2、訴訟費用は原告の負担とする。10・0で連合会のほ
うが勝ちました。

通常、そこで終わるかと思ったんですけど、医療法人Dの方
から控訴のほうが出されました。控訴のほうで東京高裁にな
り、令和7年3月27日、1審と同じような内容での口頭理由書
でございましたので、1回で結審いたしました。そちらのほう

も、判決の言い渡しが5月22日でございました。内容としては同じで、本件控訴を棄却すると、控訴費用は控訴人の負担となる。こちらは判決に不服があれば、上告というのが最終的にはございますが、上告の期限が去る令和7年6月10日でございます。こちらまでに申立てが行われなかったということで、今回裁判は本当に終結したということで、連合会の勝訴になりましたということで、報告は以上であります。

理 事 長

事務局の報告等終わりましたので、以上をもちまして、令和7年第4回理事会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

事 務 局

以上をもちまして、令和7年第4回理事会を閉会いたします。

(閉会 午後4時03分)

議事録署名人